

年 月 日

宮城県知事 殿

住 所

法 人 名

誓 約 書

は、採石法第32条の4第1項第1号から第5号まで及び第7号に該当しないことを誓約
します。

※採石法第32条の4第1項

第1号 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった
日から2年を経過しない者

第2号 第32条の10第1項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者

第3号 第32条の登録を受けた者（以下「採石業者」という。）であつて法人であるものが第32条の10第1項の
規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその採石業者の業務を行う
役員であつた者でその処分のあつた日から2年を経過しない者

第4号 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団
員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（第7号において「暴力団員等」と
いう。）

第5号 法人であつて、その業務を行う役員のうち前各号のいずれかに該当する者がある者

第7号 暴力団員等がその事業活動を支配する者